

岡山県公報

発行
岡山県



催

目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 救急病院の指定

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指

定

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の名

称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事

業の廃止

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指

定

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の名

称等の変更

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事

業の廃止

○ 保安林の指定予定

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

【公告】

○ 土地改良区役員の新任及び就任届

○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開

医療推進課

〃

障害福祉課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

治山課

〃

耕地課

〃

都市計画課

◎岡山県告示第三百九十号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 国立病院機構岡山市立金川病院

所在地 岡山市北区御津金川四四九

二 有効期限

平成三十二年七月三十一日

附 則

この告示は、平成二十九年八月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百九十一号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 岡山市立せのお病院

所在地 岡山市南区妹尾八五〇

名 称 さとう記念病院

所在地 勝田郡勝央町黒土四五

二 有効期限

平成三十二年八月五日

附 則

この告示は、平成二十九年八月六日から施行する。

◎岡山県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
なかしま歯科医院	瀬戸内市邑久町尾張1244-4	H29. 5. 1

◎岡山県告示第百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
エスアール薬局高梁店	高梁市南町79-1	名称	ウイア薬局高梁店	エスアール薬局高梁店	H29. 6. 1
エスアール薬局成羽店	高梁市成羽町下原412	名称	成羽薬局	エスアール薬局成羽店	H29. 6. 1

◎岡山県告示第三百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
なかしま歯科医院	瀬戸内市邑久町尾張1244-4	H29. 4. 30
奥玉クリニック	玉野市奥玉三丁目21-7	H29. 5. 31

◎岡山県告示第三百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
医療法人平允会	井原市上出部町473	医療法人平允会森本整形外科医院	井原市上出部町473	H29.6.7

◎岡山県告示第三百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
医療法人平允会	井原市上出部町473	医療法人平允会森本整形外科医院	井原市上出部町473	H29.6.7

◎岡山県告示第三百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出が
あつた。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業者	日本赤十字社	東京都港区芝大門1-1-3	岡山赤十字老人保健施設玉野クリニック	玉野市築港五丁目16-25	名称	日本赤十字社岡山支部	日本赤十字社	H29.4.1
介護予防事業者	日本赤十字社	東京都港区芝大門1-1-3	岡山赤十字老人保健施設玉野クリニック	玉野市築港五丁目16-25	名称	日本赤十字社岡山支部	日本赤十字社	H29.4.1
居宅介護支援事業者	日本赤十字社	東京都港区芝大門1-1-3	居宅介護支援事業所玉野クリニックホーム	玉野市築港五丁目16-25	名称	日本赤十字社岡山支部	日本赤十字社	H29.4.1
居宅介護事業者	株式会社エヌアール	広島県広島市西区南工センター6-1-11	エヌアール薬局高梁店	高梁市南町79-1	事業所の名称	ウイズ薬局高梁店	エヌアール薬局高梁店	H29.6.1
介護予防事業者	株式会社エヌアール	広島県広島市西区南工センター6-1-11	エヌアール薬局高梁店	高梁市南町79-1	事業所の名称	ウイズ薬局高梁店	エヌアール薬局高梁店	H29.6.1
居宅介護事業者	株式会社エヌアール	広島県広島市西区南工センター6-1-11	エヌアール薬局成羽店	高梁市成羽町下原41-2	事業所の名称	成羽薬局	エヌアール薬局成羽店	H29.6.1
介護予防事業者	株式会社エヌアール	広島県広島市西区南工センター6-1-11	エヌアール薬局成羽店	高梁市成羽町下原41-2	事業所の名称	成羽薬局	エヌアール薬局成羽店	H29.6.1

◎岡山県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	日本赤十字社岡山県支部	岡山市北区丸の内 2-7-20	指定訪問介護事業所玉野ペリソホーム	玉野市築港五丁目 16-25	H28. 3. 31
介護予防事業者	日本赤十字社岡山県支部	岡山市北区丸の内 2-7-20	指定訪問介護事業所玉野ペリソホーム	玉野市築港五丁目 16-25	H28. 3. 31

◎岡山県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市一色字広丸一三一五の一から一三一五の三まで、字谷奥一三五〇、一三五三の一、一三五四、一三五六から一三五八まで、一三六〇、一三六一、一三六四、一三六五、一三六九の一、一三六九の三、一三七一、一三七八、字五合山一三六三、字三太郎畑一三七三、字笹尾平一三七九、一四〇二、一四〇三の一、一四〇三の二、字尻ナシ一三八一から一三八三まで、字梨木一三八六、字梨木峪一三八七、字尻無段一三八八の一、一三八八の三、一三八八の六から一三八八の二一まで、字寄峪一三八九の一から一三八九の四まで、一三九〇の一、一三九〇の二、一三九一、一三九三の一、一三九三の三、一三九九の一、一三九九の二、一四〇〇、字テラ山一四〇一の一から一四〇一の二まで、字長畑一四〇四、一四〇五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字広丸一三一五の三・字谷奥一三五〇・一三五三の一・一三五四・一三五八・一三六〇・一三六一・一三六四・一三六五・一三六九の一・一三六九の三・一三七一・一三七八・字五合山一三六三・字笹尾平一三七九（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

真庭市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成29年7月18日 岡山県公報 第11906号

〔三〇三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十九年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所	理事監 事の別
越尾土地改良区	退任役員	就任役員			
	氏 名	氏 名	住 所		
	澁谷 武男		久米郡美咲町越尾八五二		理事
	関 雄輔		〃 〃 一四四六		〃
	花房 直人		〃 〃 一〇二九		〃
	稗田 信行		〃 〃 二五五		〃
	菅尾 馨		〃 〃 九六四		〃
	越尾 泰治		〃 〃 四九一二		〃
	中原 徹雄		〃 〃 八九五一二		〃
	江田 祐樹		〃 〃 一四五六一一		〃
	桑元 哲		〃 〃 二六五一		〃
	勢木 圭司		〃 〃 二四七七		〃
	杉山 一正		〃 〃 三〇五二		〃
	原本 忠雄	原本 忠雄	〃 〃 三四一九		〃
	志茂 克明		〃 〃 二一三六		〃
	岡部 幹雄	岡部 幹雄	〃 〃 一九六一		〃
	志茂 陽之		〃 〃 八一〇		監事
	越尾 充仁		〃 〃 一〇九四		〃
	原本 彰		〃 〃 三二二七一		〃
		花房 正明	〃 〃 一〇三三		理事
		菅尾 義弘	〃 〃 八二六		〃
		延崎 正康	〃 〃 二五二		〃
		越尾 敞二	〃 〃 一〇九七		〃

三浦	岡部	森谷	直原	假屋	桑元	勢木	関	三浦	澁谷	越尾
典之	央	正裕	武司	和朗	輝明	昇	康弘	光明	民男	英樹
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八〇六	一九八九	一六六一三	二三七〇一	三四〇一	二七二七	二五五一一	一四四九	一三七七	八六三一四	一一八二一
〃	〃	監	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		事								

〔三〇四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十九年七月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十九年八月二十五日午前十時三十分から

二 開催場所

津山市山北五二〇番地 津山市役所二階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十九年八月一日から同月十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は津山市都市建設部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

津山広域都市計画道路の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成二十九年八月一日から同月十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び津山市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）又は津山市都市建設部都市計画課（津山市山北五二〇番地 電話〇八六八―三二二〇九六）

別紙様式

意見書

平成29年7月18日付けの岡山県公報で公告された津山広域都市計画道路の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。